

## 秋田市建築計画概要書等閲覧規程

〔平成22年3月29日〕  
都市整備部長決裁

(趣旨)

第1条 この規程は、建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、建築基準法令による処分等の概要書、全体計画概要書、指定道路図および指定道路調書（以下「概要書等」という。）の閲覧の場所（以下「閲覧所」という。）その他閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の場所)

第2条 閲覧所は、都市整備部建築指導課とする。

(閲覧の時間)

第3条 概要書等の閲覧の時間は、秋田市職員服務規程（平成7年秋田市訓令第2号）第8条に規定する職員の勤務時間とする。

(閲覧所の定休日)

第4条 閲覧所の定休日は、秋田市の休日を定める条例（平成元年秋田市条例第32号）第1条第1項各号に掲げる日とする。

(閲覧の手続)

第5条 概要書等を閲覧しようとする者は、概要書等閲覧申請書により市長に申請しなければならない。

2 複数の概要書等を一括して閲覧しようとする場合は、前項の規定による申請前に概要書等閲覧願書を市長に提出し、承認を得なければならない。

(閲覧所外への持ち出しの禁止)

第6条 概要書等は、閲覧所の外に持ち出すことができない。

(閲覧の停止又は禁止)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者については、その閲覧を停止し、又は禁止することがある。

- (1) この規程に違反し、又は係員の指示に従わない者
- (2) 概要書等を汚損し、もしくははき損し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

#### 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。